

指定ごみ袋等取扱店（家庭ごみ処理手数料収納事務）の手引き

1 取扱店の役割

取扱店は、熊南総合事務組合からの委託を受け、田布施町民及び平生町民から家庭ごみの処理手数料（以下「ごみ処理手数料」といいます。）と引換えに指定ごみ袋又は不燃性粗大ごみ収集券の交付を行います。

納付されたごみ処理手数料は、本組合の指定する金融機関に入金していただきます。

2 取扱店の資格要件

取扱店は、次に掲げる要件を満たす必要があります。

- (1) 田布施町内又は平生町内に指定ごみ袋等を取り扱うことができる小売店舗を有していること。
- (2) 日常生活用品等の販売業を営んでおり、引き続き1年以上継続して事業を営む見込みがあること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 廃棄物処理行政に対する理解及び協力が得られること。
- (5) ごみ処理手数料の収納及び本組合の指定する金融機関への払込みが適正に行えること。
- (6) 指定ごみ袋等の発注及び納品された在庫の管理を適正に行えること。

3 取扱店の申込み手続き

取扱店の指定を受けようとする場合は、次の書類を熊南総合事務組合に郵送又は持参により提出してください。

指定ごみ袋等取扱店申込書 (様式第1号)	熊南総合事務組合のホームページからもダウンロードできます。	
納税証明書 (写し不可)	法人の場合	法人市町村民税の納税証明書 ・ 確定申告期限が到来した直近事業年度分の法人市町村民税の納税証明書 ・ 設立直後で確定申告期限が到来していない場合などは商業・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
	個人の場合	市町村民税の納税証明書直近年度分

申込みがあったときは、その内容を審査し、取扱店としての指定の可否を決定します。

4 指定の決定と取扱店表示証

本組合は、取扱店として指定した場合、指定通知するとともにごみ処理手数料の収納事務について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定による委託契約を締結します。

あわせて、取扱店である旨の表示証を交付しますので、店頭や店舗入り口等の見やすい箇所に掲示し、広く町民への周知を図ってください。

5 ごみ処理手数料及び収納事務委託料

「ごみ処理手数料（指定ごみ袋又は不燃性粗大ごみ収集券の販売価格）」及び本組合から取扱店に支払う「収納事務委託料」は、次のとおりです。

区 分		販売単位	販売価格	委託料 (消費税込)
可燃ごみ用袋	大 (45リットル)	1セット (10枚入り)	200円	32.4円
	小 (35リットル)		150円	21.6円
	ミニ (20リットル)		100円	10.8円
不燃ごみ用袋	大 (45リットル)		250円	43.2円
	中 (35リットル)		200円	32.4円
	小 (20リットル)		150円	21.6円
不燃性粗大ごみ収集券		1枚	510円	81.0円

収納事務委託料は、年3回に分けて支払います。別紙「債権債務者申請・口座振込依頼書」により指定された口座に振り込みします。

6 指定ごみ袋等の発注と配送

(1) 発注

発注は、所定の「注文書」に必要事項を記入し、熊南総合事務組合へ原則FAXで注文してください。配送は週1回しかありませんので、在庫数をよくご確認の上、計画的に注文してください。

※発注の単位は、ごみ袋は箱（20セット＝200枚）単位です。

FAX番号 0820-56-1556

(2) 配送

取扱店からの注文を毎週金曜日（祝日の場合は前日）の午前中でとりまとめ、金曜日の午後から配送業者が配送を開始し、遅くとも水曜日までには完了します。配送業者が注文された品と熊南総合事務組合からのごみ処理手数料入金用の納付書をお渡ししますので、受け取った時は数量を確認の上、受取書にサインをしてください。

7 指定ごみ袋等の販売

(1) 注意事項（違反した場合は、取扱店の指定を取り消します。）

- 指定ごみ袋は、ばら売りできません。
- 値引きや景品使用等の無償配布はできません。
- 消費税及び地方消費税を別途徴収しないでください。

※取扱いの形式は販売となりますが、あくまで「ごみ処理手数料の收受行為」です。

(2) 領収書の発行

ごみ処理手数料を収納するときは、レジスター等により収納し、領収書の発行をしてください（レシート可）。

8 指定ごみ袋等の適正管理

指定ごみ袋と不燃性粗大ごみ収集券は、ごみ処理手数料に相当する金券的な性質を有するものです。管理には万全を期すようお願いいたします。在庫管理については、電算システムや出納簿等の記帳により適正な管理を行ってください。

9 ごみ処理手数料の入金

指定ごみ袋等の発注数量に応じてごみ処理手数料を一括納付していただく、買取方式となります。配送業者から受け取った納付書により納品日から30日以内に、山口銀行、南すおう農協または田布施町役場・平生町役場の会計窓口でお支払いください。

※入金滞った場合は、指定ごみ袋等の納品を停止します。

10 指定内容の変更や契約解除

(1) 指定内容の変更

代表者住所・会社所在地・店舗所在地・会社名・商号・屋号・代表者名・役職・代表者電話番号・会社電話番号・店舗電話番号・取扱店舗名などの変更があるときは、指定ごみ袋等取扱店指定変更届（様式第4号）を提出してください。

(2) 契約の更新

契約期間は単年度となりますが、本組合及び取扱店のいずれからも契約を終了する旨の申し出がないときは、その契約を1年間更新するものとし、以後同様とします。

(3) 契約の解除

委託契約を更新しない場合や廃業等の事由により委託契約を解除しようとする場合は、指定ごみ袋等取扱店廃止届（様式第5号）を提出の上、指定ごみ袋等の在庫を販売単位（指定ごみ袋はセット単位、不燃性粗大ごみ収集券は枚単位）で返還してください。

返還された指定ごみ袋等に係る払込み済みのごみ処理手数料額については、委託料相当額を差し引いた上で還付します。

お問い合わせ先

熊南総合事務組合

TEL 0820-57-0530